

体育における「個性化」「個別化」教育に関する一考察

—中等教育段階における選択制授業を対象として—

スポーツ文化研究領域

5007A009-0 上原裕樹

研究指導教員： 友添秀則教授

本研究の動機・目的

臨時教育審議会が「個性重視の原則」をうちだして以降、我が国の学校教育においては「個性に応じた」教育、「個性を生かす」教育という主張がなされてきた。これは、形式化、画一化された教育に対する批判といった国民世論をその根拠としている。学校体育においても、「個性化」「個別化」教育として小学校における「めあて学習」や、中学、高校における「選択制授業」がその典型的な実践として行われてきた。

この選択制授業は、1989年告示の学習指導要領において、導入されたものである。重視するポイントとして「生涯スポーツ」「個に応じた指導」があげられ、その具体的な内容として、生徒の興味・関心によって領域や種目を選択して学習する選択制授業が導入されたこととなる。この選択制授業は、次の1998年の改訂、つまり現行の学習指導要領においても、より一層生徒が選択し学習できるようにする方向で発展したといえる。

しかし、この「個性化」「個別化」を目指した選択制授業に関する問題点は多くあげられている。現在まで行われてきた選択制授業において、真に個性に応じた教育が達成され、生涯スポーツへの教育が達成されてきたとは言い難い。先行研究においては、いくつかの論文において、理念から、概要、問題点まで多くの部分が整理されているといえる。しかし、それら一つ一つの問題点について十分な検討を加え、具体的な策や理論を提案しているものは僅少である。

2008年に新学習指導要領が改訂された。学習指導要領の改訂が行われた今、これまでの体育での実践を、振り返ることで、今後の体育実践に対し、一つの示唆を与えることができると考える。

選択制授業は今後も、新学習指導要領の中で中学の第3学年と高校の3年間にわたる4年間にわたって実践されていく。

そこで、本研究の目的は以下の通りである。

第1の目的は、これまで体育における「個性化」「個別化」教育である選択制授業に焦点をあて、どのような理論と理念の下、どのような実践が行われてきたのかについて明らかにすることである。

第2の目的は、これまでの実践における問題点の原因や改善可能性について明らかにすることである。

第3の目的は、新学習指導要領の「習得・活用・探究」の体育の中で、第2の目的で明らかにした問題点はどうか改善されるのかについて明らかにした上で、これからの学校体育における「個性化」「個別化」教育がどのように実践されていくべきかについて明らかにすることである。

第1章

1989年改訂の学習指導要領において導入され、実践されてきた選択制授業について概観した。導入の背景には、「生涯スポーツ」と、臨教審が強調した「個性重視」の理論、「楽しい体育」の理論が存在した。選択制授業は、全国体育学習研究協議会における「楽しい体育論」の柱の一つとして主張されたのがその始まりであった。

指導資料によって示された選択制授業の学習過程は、「学習Ⅰ」「学習Ⅱ」にわかれる。「学習Ⅰ」は選択制授業独自の段階であり、生徒が学校側によって示された運動の選択を行い、学習の計画を行う段階である。そして、「学習Ⅱ」では、ねらい1「やさしい運動で楽しむ」から、ねらい2「工夫した運動で楽しむ」への機能的特性を追求する過程が示されていた。この学習過程は、選択制授業以前の単一種目の単元と同じ「楽しい体育」の学習過程であり、区別がなされていないことが明らかとなった。また、選択制授業の類型として領域内選択から大規模の領域間選択までが示されていた。

第2章

これまで挙げられてきた問題点を再検討することにより、それぞれの問題点の原因や改善可能性を明らかにした。特に、選択制授業前と開始後の関係性、小学校から高等学校までの学校体育 12 年間の中の選択制授業の位置づけが不透明であることが課題としてあげられるといえる。その理由としては、このことが、教師の指導性や、生徒選択における問題等が発生している原因の一つであるといえるからである。つまり、学校体育 12 年間の中に選択制授業を明確に位置づけることで、これらの問題が解消される可能性があるといえるだろう。また、選択制授業をその時期の生涯スポーツ実践そのものと捉えることによって学習内容の形骸化等の課題が発生していることが明らかとなった。

第3章

これからの学校体育における「個性化」「個別化」教育をどのように実践していくべきかについて新学習指導要領を元に、考察した。新学習指導要領では、確かな学力を目指す、習得・活用・探究のステップが強調されている。その中で、体育においては、12 年間の系統性を意識したカリキュラムが生まれ、選択制授業の位置づけが明確にされている。具体的には、中学校の学習指導要領において、目標、内容の表記ともに、選択制授業の前後で分けられた。これにより、諸問題の解消につながると思われる。内容が選択制授業の期間において、それ以前より発展した内容が求められることとなっていることから、選択制授業においても発展的な内容を習得する段階を位置づける必要があるといえるだろう。習得・活用・探究のステップを展開していく上で、それぞれのバランスを考慮することが重要である。また、知識・技能重視によって、生徒を無視した機能的特性の味わえない授業に陥る可能性があるといえる。これに対して、「楽しい体育」の理念の喪失に対する反省を基に、一人ひとりの教師が、生涯スポーツを目指した体育を意識して実践していくことを心がけることが重要であるといえるだろう。

小中高の 12 年間を通じて、習得・活用・探究の体育を実践し続けること、そして 12 年間の中で習得型

から徐々に活用・探究型へと移行していくこと、この2つが重要となっていくだろう。

本研究の総括と今後の課題

現在の学校体育が目指すところは、卒業後も生涯スポーツとして運動・スポーツを実践していくことができる力を養うことである。選択制授業が導入されて以降、目指すところに変化はないといえる。学校体育において目指す「個性」は、生徒ひとりひとりがそれぞれの生涯のライフスタイルにあった、スポーツライフを構築していくことにある。それぞれの興味・関心等にあったスポーツライフを豊かなものにするための学校体育であらねばならない。そのために、学校体育は「個性化」「個別化」教育を行っていくこととなる。

レジャーにおける生涯スポーツの実践は、自主的・自発的なものであることから、学校体育においても自主的・自発的な学習を目指していくことは重要である。しかし、これまでの実践では、見かけだけの自主的・自発的な学習に陥っているケースが問題点として指摘されてきた。そこには、指導資料によって「楽しい体育」の学習過程が全国的に広がり、その形式だけが意識され、理念が失われたという理由がある。

これからは、確かな学力をめざした習得・活用・探究のステップが目指される。理念の形骸化といった「楽しい体育」実践における経験を踏まえ、生涯スポーツの基礎を培うための体育授業という意識のもと、形式だけの授業が実践されないことが現場の体育教師には求められる。

本研究においては、より一層生涯スポーツを目指した学校体育を行っていく上での学校体育のあり方、特に選択制授業でのあり方を探って研究を進めた。2008 年に学習指導要領が改訂された今、これまでの選択制授業を再検討することが、これからの学習指導要領下での選択制授業のあらたな実践の一助になると考える。本研究では高等学校の学習指導要領が告示されていないため(2009 年 1 月現在)、中学校学習指導要領をもとに考察を行った。今後高等学校における選択制授業についても中学校との関連等検討すべき課題が残されている。